

大島ダイビング連絡協議会 会則

(目的)

第1条 本協議会は、大島町においてダイビング事業を営む者の地位向上とダイビング事業及び、大島町観光事業の発展並びに海面の安定的な利用関係の確保を図る為に基づき組織する。

(名称)

第2条 本協議会の名称は「大島ダイビング連絡協議会」とする。

(会員)

第3条 伊豆大島においてダイビング事業を営む事業者は、必ず本協議会に加盟し会則等を厳守する事とする。

(役員)

第4条 本協議会の役員6名を選出し（会長1名・副会長1名・事務局1名・会計1名、広報1名、渉外1名）を置き、以下の職務を行う。

- ① 会長は、本協議会を代表し運営を行う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。
- ③ 事務局は、本協議会及び大島地区海面利用協議会並びに大島漁協連絡協議会との協議での議決事項並びに会議事項及び議事録、企画等を作成し会員に報告する。
- ④ 会計は、本協議会の会費を管理し、必要に応じて会員に報告する。
- ⑤ 広報は、本協議会のウェブサイトの管理及び広報活動を行う。
- ⑥ 渉外は、外部組織との連絡及び交渉を行う。
- ⑦ 役員報酬は、1年間 金10000 - とする。

(役員退任及び任期)

第5条 役員任期は、委員の互選とし任期は2年とする、ただし再選は妨げない。

(会議)

第6条 本協議会は目的を達成する為、以下の内容について協議を行う。
総会は年1回とし、必要に応じて定例会を開催する。

(議決)

第7条 本協議会の議決は、会員定数の3分の2以上の出席により成立し、委任状を含めその過半数により決する。
ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(入会及び退会)

第8条 入会においては、会費2年分(運営費)をおさめ、会員の推薦3名を条件とし、これを会員の3分の2以上の賛同にて決定する。
上記の条件を満たせない場合は準会員として3年間の研修を行うものとする。準会員については別紙「準会員制度について」を参照。
退会については、本協議会の在籍年数に関わらず会費等を返金しない。

(対外要望に関する取り扱い)

第9条 対外的な要望については、本協議会で協議の上議決したものでなければ行ってはならない。

(違反等)

第10条 会員が本協議会の会則に関し違反した場合、会員の総意で適切に処置するとともに、
違約金等の処罰を課す事とし、これを会員への指導徹底する事とする。

(会費)

第11条 本協議会運営費として、下記の金額を納める事とし、臨時会費の徴収もあるものとする。
年間 金 20000-

(その他)

第12条 この会則に規定のない事項については、その都度本協議会で協議するものとする。
* 会議に要する施設等の経費は1回に付き、金3500-をその施設に支払う事とする。

補則 本協議会は、政治団体等の運動及び活動に参加する事なく中立的な立場を維持する。

準会員制度について

伊豆大島における十分な経験を持たない者が、個人又は法人として営業を行う際には、準会員として同会に入会する。

1. 準会員期間は、3年とする。
2. 準会員は、現行の正会員の中から1名の保証人をつけなければならない。
3. 準会員は、入会金10万円を納めることとする。
4. 準会員の年会費は正会員に準ずる。
5. 協議会ウェブサイトにおいては、正会員と同様に掲載する。
6. 準会員は、本協議会の会議における議決権を持たない。
7. 準会員が本協議会に損害を与える行為をした場合、会則第10条に準じて処罰を課すものとする。
8. 3ヶ年経過後の総会において、会則に則り正会員として入会を認める。